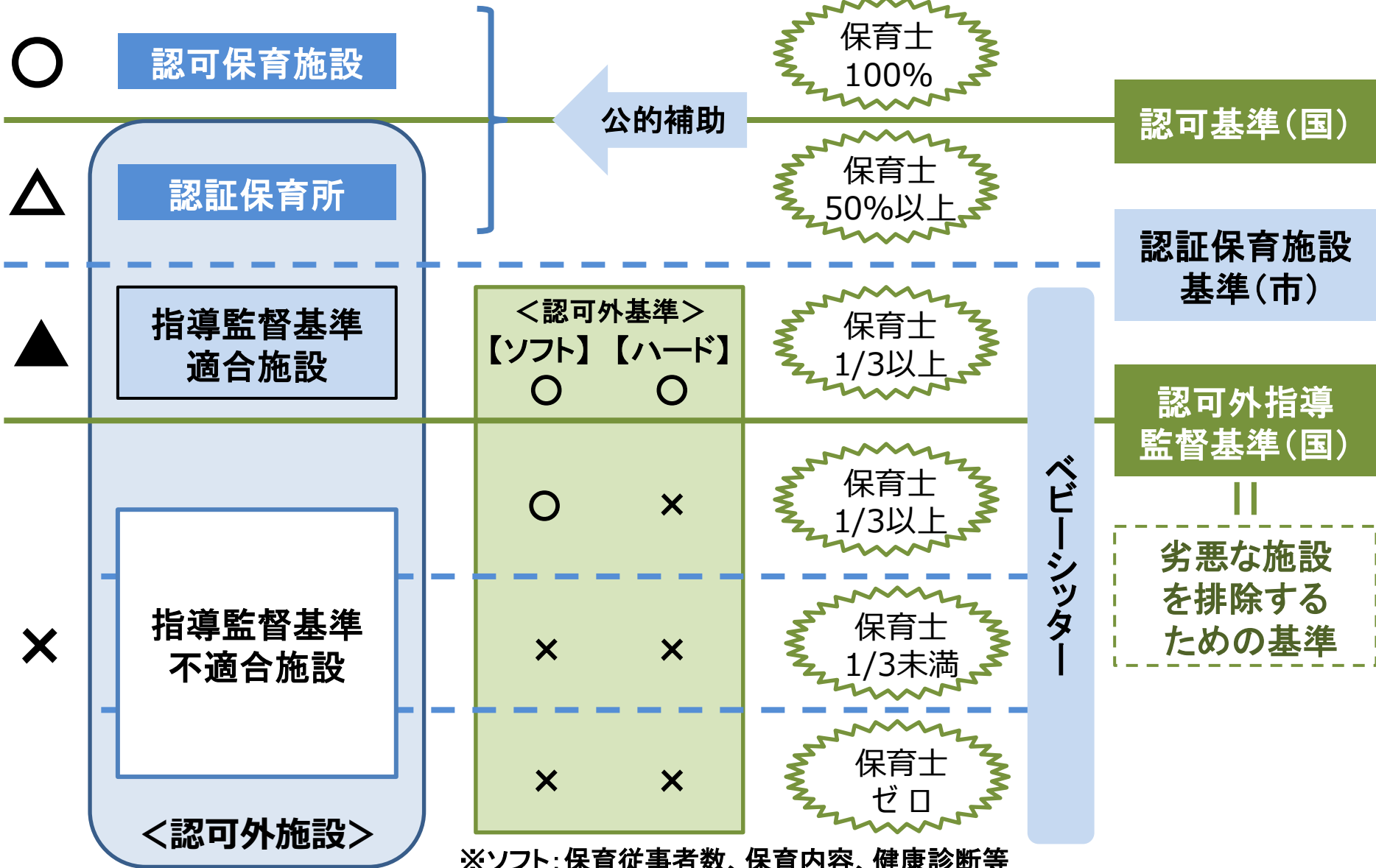


保育施設の区分（イメージ）



※ソフト：保育従事者数、保育内容、健康診断等
ハード：面積及び構造

無償化の対象施設について

- 幼児教育・保育の無償化は、子どもたちの安全が確保されることが第一。
- 指定都市・中核市を除く市町村は、認可外保育施設等に対する指導監督権限を持たないため、市民への説明責任を果たすことができない。
- 認可外保育施設等の無償化は、本来、「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に当然限定すべきである。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会「報告書」（抜粋）

【質の確保・向上】

- ・ 認可外保育サービスの質の確保・向上を図ることは重要な課題である。
- ・ 認可外保育施設の届出を促進し、都道府県等による指導監督を通じた質の確保・向上を図るべき。

「骨太の方針2018」（抜粋）

【認可外保育施設の無償化の対象】

認可外保育施設等のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

幼児教育・保育の現場で懸念される事項

- ① 5年間の経過措置の期間は、指導監督基準を満たさない「劣悪な」認可外保育施設等でも無償化の対象となる。
- ② 認可外保育施設等における具体的な質の確保策が明確にされていない。
- ③ 国は、検討会の報告書に基づき、認可外保育施設等の質の確保・向上に向けた取組を検討しているが、2019年10月からの実施を目指す無償化の開始には対応が間に合わない。
- ④ 無償化を目的とした「劣悪な」認可外保育施設等の新設に伴い、保育の質の劣悪化が懸念される。

認可保育所と認可外保育所の設置基準

項目	認可保育所(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)	認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準)
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・配置基準 (児童):(保育士) <ul style="list-style-type: none"> 0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 ※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり ※ただし、保育士は最低2名以上配置 ・保育士のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる保育時間11時間 ⇒最低基準に規定する数以上 ・11時間を超える時間帯 ⇒現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 ・保育者の3分の1以上が保育士又は看護師資格が必要
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室の面積 1.65㎡以上/人 ・ほふく室の面積 3.3㎡以上/人 ・医務室、調理室、便所 ○2歳児以上 <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人 ・屋外遊戯場 3.3㎡以上/人 ・調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室 1.65㎡以上/人 ・調理室、便所
非常災害に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具、非常口の設置 ・定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具、非常口の設置 ・定期的な訓練の実施
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・養護及び教育を一体的に行うことを特性とし、その内容については保育所保育指針に従う。 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全な発育に必要な栄養量を含有 ・献立の作成 ○健康診断 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容 ・献立の作成 ○健康診断

(注)認可外保育施設指導監督基準は、**劣悪な認可外保育施設**を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことが望ましい。

保育施設における死亡事故について（内閣府資料を基に作成）

○施設別

平成 27 年から平成 29 年までの死亡件数 35 件について施設別に見ると、その他の認可外保育施設が最も多く 20 件、次いで認可保育所の 9 件、幼保連携型認定こども園は 2 件、家庭的保育事業、小規模保育事業、病児保育事業及び地方単独保育施設が各 1 件であった。

	H27	H28	H29	計	%
幼保連携型認定こども園	1		1	2	5.7%
認可保育所	2	5	2	9	25.7%
小規模保育事業	1			1	2.9%
家庭的保育事業		1		1	2.9%
病児保育事業			1	1	2.9%
地方単独保育施設	1			1	2.9%
その他の認可外保育施設	9	7	4	20	57.1%
計	14	13	8	35	100%

※その他の認可外保育施設は、企業主導型保育施設、地方単独保育施設以外の認可外保育施設。

<発生率>

認可外施設は認可施設の **14倍!**

※H29施設数ベース 認可施設 38,980施設(H29.4)、認可外施設 6,923施設(H28.3.31)

指導監査の実施状況（平成28年度）（内閣府資料を基に作成）

東京都 3%（24/749）

※全国平均 71%

※うち指導監督基準適合 55%(2404/4338)



**一般の市町村は、指導監督権限を持たず、
責任を果たすことができない。**

幼児教育・保育の無償化における質の確保・向上について (全国市長会 決議・緊急アピール等より抜粋)

○真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議 ～ 幼児教育・保育の無償化に当たって ～ (平成30年12月10日)

1 国と地方の協議に基づく幼児教育・保育の質の確保・向上等

PDC Aサイクルを活用した国と地方の協議については、年内に協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に構築すること。

その際、認可外保育施設の範囲を明確化するとともに、都市自治体が子どもの安全に責任を負う立場にあること、無償化に係る事務が自治事務であることを踏まえ、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討すること。

また、条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、市町村において相当な実務上の準備を要することに十分配慮し、新たな認定の仕組みや食材料費の取扱い等、制度設計の詳細を早急に明らかにすること。

○「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化」を求める緊急アピール (平成30年11月15日)

3 無償化の施行に当たっては、子どもたちの教育・保育環境の安全確保が不可欠である。

認可外保育施設等の無償化について、本来、対象は「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に限定すべきであり、「5年間の経過措置」を設けることについては、再検討すること。

なお、認可外保育施設やベビーシッター等に対する指導監督基準については、速やかに見直しあるいは整備を行い、事業者による基準の順守及び認可保育施設等への移行を支援するために必要となる技術的支援及び財政措置を講じるなど、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。